

主要国・機関における特許出願政府費用等一覧表

国 別	英 国			ド イ ツ			フ ラ ンス		
経 費	2 0 1 0 . 4 . 6			2 0 0 9 . 1 0 . 1			2 0 0 9 . 2 . 6		
出 願 料	紙	30	(¥3,690)	紙	€ 60	(¥6,180)	紙	€ 36	(¥3,708)
	電子	20	(¥2,460)	電子	€ 40	(¥4,120)	電子	€ 26	(¥2,678)
最 低 必 要 費 用	<ul style="list-style-type: none"> ・調査料（紙） 150.00 ・調査料（電子） 130.00 ・審査請求料（紙） 100.00 ・審査請求料（電子） 80.00 			<ul style="list-style-type: none"> ・調査料 €250 ・審査請求料 €150 (すでに調査がされている場合) ・審査請求料 €350 (調査がされていない場合) 			出願料付加分 <ul style="list-style-type: none"> ・10超のクレーム € 40/11項 ・調査料 € 500 ・特許発行料 € 86 		
	そ の 他								
年 金 (特 許 料 等)	出願した年を第1年目とする			出願した年を第1年目とする			出願した年を第1年目とする		
	第1年								
	第2年						€ 36	(¥3,708)	
	第3年			€ 70	(¥7,210)	€ 36	(¥3,708)		
	第4年			€ 70	(¥7,210)	€ 36	(¥3,708)		
	第5年	70	(¥8,610)	€ 90	(¥9,270)	€ 36	(¥3,708)		
	第6年	90	(¥11,070)	€ 130	(¥13,390)	€ 72	(¥7,416)		
	第7年	110	(¥13,530)	€ 180	(¥18,540)	€ 92	(¥9,476)		
	第8年	130	(¥15,990)	€ 240	(¥24,720)	€ 130	(¥13,390)		
	第9年	150	(¥18,450)	€ 290	(¥29,870)	€ 170	(¥17,510)		
	第10年	170	(¥20,910)	€ 350	(¥36,050)	€ 210	(¥21,630)		
	第11年	190	(¥23,370)	€ 470	(¥48,410)	€ 250	(¥25,750)		
	第12年	210	(¥25,830)	€ 620	(¥63,860)	€ 290	(¥29,870)		
	第13年	250	(¥30,750)	€ 760	(¥78,280)	€ 330	(¥33,990)		
	第14年	290	(¥35,670)	€ 910	(¥93,730)	€ 380	(¥39,140)		
	第15年	350	(¥43,050)	€ 1,060	(¥109,180)	€ 430	(¥44,290)		
	第16年	410	(¥50,430)	€ 1,230	(¥126,690)	€ 490	(¥50,470)		
	第17年	460	(¥56,580)	€ 1,410	(¥145,230)	€ 550	(¥56,650)		
	第18年	510	(¥62,730)	€ 1,590	(¥163,770)	€ 620	(¥63,860)		
	第19年	560	(¥68,880)	€ 1,760	(¥181,280)	€ 690	(¥71,070)		
	第20年	600	(¥73,800)	€ 1,940	(¥199,820)	€ 760	(¥78,280)		
	第21年	600	(¥73,800)	€ 2,650	(¥272,950)	€ 900	(¥92,700)		
	第22年	700	(¥86,100)	€ 2,940	(¥302,820)	€ 900	(¥92,700)		
	第23年	800	(¥98,400)	€ 3,290	(¥338,870)	€ 900	(¥92,700)		
	第24年	900	(¥110,700)	€ 3,650	(¥375,950)	€ 900	(¥92,700)		
	第25年	1,000	(¥123,000)	€ 4,120	(¥424,360)	€ 900	(¥92,700)		
特許権 存続期間	出願日から20年			出願日の翌日から20年			出願日から20年		
通貨換算率	1: ¥123			€1: ¥103			€1: ¥103		
備 考	EPO出願でイギリスを指定国とした際の納付すべき最初の特許料は、欧州特許を出願した年を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から支払う。			EPO出願でドイツを指定国とした際の納付すべき最初の特許料は、欧州特許の出願日を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から支払う。			EPO出願でフランスを指定国とした際の納付すべき最初の特許料は、欧州特許の出願日を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から支払う。 自然人、非営利団体及び従業員1,000人未満の中小企業は、上記料金の半額。		

国 別	E P O		カ ナ ダ		米 国	
施行日	2 0 1 2 . 4 . 1		2 0 0 4 . 7 . 2 6		2 0 1 1 . 9 . 2 6	
経 費	出 願 料		C\$ 400	(¥31,200)	US\$ 380	(¥29,640)
	紙	€ 200 (¥20,600)				
	電子	€ 115 (¥11,845)				
最 低 必 要 費 用	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 出願料付加分 上記出願料は35頁まで。 超過ページ料 € 14/1頁 (35頁を超過する場合) クレーム料 <ul style="list-style-type: none"> 16~50項目まで € 225/1項 50項目を超えるク-ム € 555/1項 調査料 € 1,165 指定料 € 555 審査請求料 € 1,555 特許付与 € 875 	<ul style="list-style-type: none"> 審査請求料 C\$800 特許登録料 C\$300 超過ページ C\$6/1頁 (明細書及び図面が100頁を 超える場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 出願料付加分 <ul style="list-style-type: none"> 超過ページ料 US\$310/50頁 (100ページを超える場合) 3項を超える独立ク-ム US\$250/1項 20項を超えるク-ム US\$60/1項 多項従属ク-ムがある場合 US\$450 サーチ料 US\$620 審査料 US\$250 公開手数料 US\$300 特許発行料 US\$1,740 期間延長 <ul style="list-style-type: none"> 1ヵ月目 : US\$150 2ヵ月目 : US\$560 3ヵ月目 : US\$1,270 4ヵ月目 : US\$1,980 5ヵ月目 : US\$2,690 		
		出願した年を第1年目とする	出願した年を第1年目とする	登録された年を第1年目とする		
年 金 (特 許 料 等)	第1年				3年6ヶ月以内に US\$1,130	(¥88,140)
	第2年					
	第3年	€ 445 (¥45,835)	C\$ 100 (¥7,800)			
	第4年	€ 555 (¥57,165)	C\$ 100 (¥7,800)			
	第5年	€ 775 (¥79,825)	C\$ 100 (¥7,800)			
	第6年	€ 995 (¥102,485)	C\$ 200 (¥15,600)			
	第7年	€ 1,105 (¥113,815)	C\$ 200 (¥15,600)	7年6ヶ月以内に US\$2,850	(¥222,300)	
	第8年	€ 1,215 (¥125,145)	C\$ 200 (¥15,600)			
	第9年	€ 1,325 (¥136,475)	C\$ 200 (¥15,600)			
	第10年	€ 1,495 (¥153,985)	C\$ 200 (¥15,600)			
	第11年	€ 1,495 (¥153,985)	C\$ 250 (¥19,500)			
	第12年	€ 1,495 (¥153,985)	C\$ 250 (¥19,500)			
	第13年	€ 1,495 (¥153,985)	C\$ 250 (¥19,500)			
	第14年	€ 1,495 (¥153,985)	C\$ 250 (¥19,500)			
	第15年	€ 1,495 (¥153,985)	C\$ 250 (¥19,500)			
	第16年	€ 1,495 (¥153,985)	C\$ 450 (¥35,100)			
	第17年	€ 1,495 (¥153,985)	C\$ 450 (¥35,100)	11年6ヶ月以内に US\$4,730	(¥368,940)	
	第18年	€ 1,495 (¥153,985)	C\$ 450 (¥35,100)			
	第19年	€ 1,495 (¥153,985)	C\$ 450 (¥35,100)			
	第20年	€ 1,495 (¥153,985)	C\$ 450 (¥35,100)			
	第21年					
	第22年					
	第23年					
	第24年					
	第25年					
特許権 存続期間	出願日から20年		出願日から20年*1		出願日から20年*1	
通貨換算率	€1: ¥103		C\$1: ¥78		US\$1: ¥78	
備 考	上記特許料の欄の金額は、登録までにEPOに支払う維持料であり、特許料は指定された各国にそれぞれ支払う必要がある。		小企業、個人については上記の料金の半額。 *1:1989年10月1日前的出願は特許発行日から17年間。		小企業、個人、非営利団体については上記の料金は半額。 *1:1995年6月8日前的出願は特許日から17年又は出願日から20年のいずれか遅く終了する方の期間。	

国 別	中 華 人 民 共 和 国		大 韓 民 国			台 湾		
経 費	2 0 0 6 . 1 . 1		2 0 1 0 . 7 . 2 8			2 0 1 0 . 1 . 1		
最 低 必 要 費 用	出 願 料	900 元 (¥10,800)	(紙)	₩ 58,000	(¥4,025)	紙	NT\$ 3,500	(¥9,226)
			(電子)	₩ 38,000	(¥2,637)	電子	NT\$ 2,900	(¥7,644)
そ の 他	出願時の付加料 ・ 31頁から300頁まで ・ 300頁を超える場合 ・ 10項を超えるクレーム ・ 公開料 ・ 審査請求料 ・ 特許登録料 ・ 出願維持年金 *1	50元/1頁 100元/1頁 150元/1頁 50元 2,500元 255元	出願時の付加料 ・ 紙出願の場合 ・ 優先権主張 (1の主張) ・ 審査請求料 ・ 付加料 (クレーム毎に) ・ 特許登録料 ・ 付加料(クレーム毎)	₩1,000/1頁*1 ₩20,000 ₩130,000 ₩40,000/1項 ₩45,000 ₩39,000		・ 審査請求料 (特許請求の範囲が10項を超える場合) (必要図面、明細書が50頁を超える場合) ・ 特許発行料	NT\$7,000 NT\$800/項 NT\$500/50頁 NT\$1,000	
年 金 (特 許 料 等)	出願した年を第1年目とする		登録された年を第1年目とする			公告された年を第1年目とする		
	第1年	900 元 (¥10,800)					NT\$ 2,500 (¥6,590)	
	第2年	900 元 (¥10,800)					NT\$ 2,500 (¥6,590)	
	第3年	900 元 (¥10,800)					NT\$ 2,500 (¥6,590)	
	第4年	1,200 元 (¥14,400)		₩ 40,000	¥2,776		NT\$ 5,000 (¥13,180)	
	第5年	1,200 元 (¥14,400)		+ ₩ 22,000	+ ¥1,527		NT\$ 5,000 (¥13,180)	
	第6年	1,200 元 (¥14,400)		× クレーム数 / 年	× クレーム数 / 年		NT\$ 5,000 (¥13,180)	
	第7年	2,000 元 (¥24,000)		₩ 100,000	¥6,940		NT\$ 8,000 (¥21,088)	
	第8年	2,000 元 (¥24,000)		+ ₩ 38,000	+ ¥2,637		NT\$ 8,000 (¥21,088)	
	第9年	2,000 元 (¥24,000)		× クレーム数 / 年	× クレーム数 / 年		NT\$ 8,000 (¥21,088)	
	第10年	4,000 元 (¥48,000)		₩ 240,000	¥16,656		NT\$ 16,000 (¥42,176)	
	第11年	4,000 元 (¥48,000)		+ ₩ 55,000	+ ¥3,817		NT\$ 16,000 (¥42,176)	
	第12年	4,000 元 (¥48,000)		× クレーム数 / 年	× クレーム数 / 年		NT\$ 16,000 (¥42,176)	
	第13年	6,000 元 (¥72,000)		₩ 360,000	¥24,984		NT\$ 16,000 (¥42,176)	
	第14年	6,000 元 (¥72,000)		+ ₩ 55,000	+ ¥3,817		NT\$ 16,000 (¥42,176)	
	第15年	6,000 元 (¥72,000)		× クレーム数 / 年	× クレーム数 / 年		NT\$ 16,000 (¥42,176)	
	第16年	8,000 元 (¥96,000)					NT\$ 16,000 (¥42,176)	
	第17年	8,000 元 (¥96,000)					NT\$ 16,000 (¥42,176)	
	第18年	8,000 元 (¥96,000)					NT\$ 16,000 (¥42,176)	
	第19年	8,000 元 (¥96,000)					NT\$ 16,000 (¥42,176)	
	第20年	8,000 元 (¥96,000)					NT\$ 16,000 (¥42,176)	
	第21年						NT\$ 16,000 (¥42,176)	
	第22年						NT\$ 16,000 (¥42,176)	
	第23年						NT\$ 16,000 (¥42,176)	
	第24年						NT\$ 16,000 (¥42,176)	
	第25年						NT\$ 16,000 (¥42,176)	
特許権 存続期間	出願日から 20 年		出願日から 20 年			出願日から 20 年		
通貨換算率	1元: ¥12		₩100: ¥6.94			NT\$100: ¥263.6		
備 考	公開料は出願時に納付しなければならない。 *1: 出願維持年金は2010年2月以降不要となった。		年金の支払は各年毎に上記合計額を支払うものとする。 *1: 明細書・図面、要約書の1頁毎に。					

国 別	オーストラリア			シンガポール			香港			
経 費	施行日	2010.8.1			2004.7.1			2004.5.7		
出 願 料	紙	AS\$ 370	(¥30,895)	紙	SG\$ 160	(¥9,952)	紙	HK\$ 380	(¥3,838)	
	電子	AS\$ 340	(¥28,390)							
最 低 必 要 費 用	そ の 他	・審査請求料 AS\$450 オーストラリア特許庁が IPER (国際予備審査報告書) を作成した場合の審査請求料 AS\$300 ・特許発行料 AS\$200 20項を超えるクレーム AS\$100/項			・調査請求料 SG\$1,750 ・審査請求料 SG\$1,100 ・調査/審査組合せ請求料 SG\$2,600 ・特許付与料 SG\$200 25項を超えるクレーム項 SG\$20/項			(上記のHK\$380は、指定特許出願の 登録請求料に相当する) ・登録請求の公告料 HK\$68 ・指定特許の登録及び標準特許付与 請求料 HK\$380 ・上記請求の公告料 HK\$68 ・標準特許出願の出願維持の手数料 *1 HK\$270		
年 金 （ 特 許 料 等 ）		本出願をした年を1年目とする			出願した年を第1年度とする			指定特許出願年を第1年度とする		
	第1年									
	第2年									
	第3年									
	第4年							HK\$ 540	(¥5,454)	
	第5年				SG\$ 160	(¥9,952)		HK\$ 540	(¥5,454)	
	第6年	AS\$ 250	(¥20,875)		SG\$ 160	(¥9,952)		HK\$ 540	(¥5,454)	
	第7年	AS\$ 250	(¥20,875)		SG\$ 160	(¥9,952)		HK\$ 540	(¥5,454)	
	第8年	AS\$ 250	(¥20,875)		SG\$ 270	(¥16,794)		HK\$ 540	(¥5,454)	
	第9年	AS\$ 250	(¥20,875)		SG\$ 270	(¥16,794)		HK\$ 540	(¥5,454)	
	第10年	AS\$ 250	(¥20,875)		SG\$ 270	(¥16,794)		HK\$ 540	(¥5,454)	
	第11年	AS\$ 400	(¥33,400)		SG\$ 350	(¥21,770)		HK\$ 540	(¥5,454)	
	第12年	AS\$ 400	(¥33,400)		SG\$ 350	(¥21,770)		HK\$ 540	(¥5,454)	
	第13年	AS\$ 400	(¥33,400)		SG\$ 350	(¥21,770)		HK\$ 540	(¥5,454)	
	第14年	AS\$ 400	(¥33,400)		SG\$ 450	(¥27,990)		HK\$ 540	(¥5,454)	
	第15年	AS\$ 400	(¥33,400)		SG\$ 450	(¥27,990)		HK\$ 540	(¥5,454)	
	第16年	AS\$ 900	(¥75,150)		SG\$ 450	(¥27,990)		HK\$ 540	(¥5,454)	
	第17年	AS\$ 900	(¥75,150)		SG\$ 550	(¥34,210)		HK\$ 540	(¥5,454)	
	第18年	AS\$ 900	(¥75,150)		SG\$ 550	(¥34,210)		HK\$ 540	(¥5,454)	
	第19年	AS\$ 900	(¥75,150)		SG\$ 550	(¥34,210)		HK\$ 540	(¥5,454)	
	第20年	AS\$ 900	(¥75,150)		SG\$ 650	(¥40,430)		HK\$ 540	(¥5,454)	
	第21年	AS\$ 2,000	(¥167,000)		SG\$ 950	(¥59,090)				
	第22年	AS\$ 2,000	(¥167,000)							
	第23年	AS\$ 2,000	(¥167,000)							
	第24年	AS\$ 2,000	(¥167,000)							
	第25年	AS\$ 2,000	(¥167,000)							
特許権 存続期間	特許日から20年			出願日から20年			指定特許出願日から20年			
通貨換算率	A\$1: ¥83.5			SG\$1: ¥62.2			HK\$1: ¥10.1			
備 考	(1)上記は“a standard patent”取得時にかかる費用。 (2)権利期間の延長は最長で5年。						上記は標準特許取得時にかかる費用。 *1:出願から5年を経過しても特許が付与されないとき、出願維持年金を納付しなければならない。			

国 別	インド				ロシア				
経 費	施行日	2005.1.1				2008.12.10			
最低 必要 費用	出 願 料	紙	個人以外の法人		個人		紙	RUB 5,400	(¥14,148)
			INR 4,000 (¥6,320)		INR 1,000 (¥1,580)				
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・30頁を超える場合 ・10項を超える追加クレームにつき ・早期公開請求 ・審査請求 	INR400 INR800 INR10,000 INR10,000		INR100 INR200 INR2,500 INR2,500		<ul style="list-style-type: none"> ・出願料付加分 ・25個以上の場合各ル-ム当たり RUB810 ・調査請求料 RUB12,960 1を超える各独立ル-ム当たり RUB10,400 ・審査請求料 ・1の独立ル-ム RUB8,100 ・各独立ル-ム当たり(10以下) RUB6,480 ・各独立ル-ム当たり(11以上) RUB11,400 ・特許付与手数料 RUB10,800 		
年 金 (特 許 料 等)		出願をした年を1年目とする				出願をした年を第1年目とする			
	第1年								
	第2年								
	第3年		INR 2,000 (¥3,160)		INR 500 (¥790)		RUB 2,700 (¥7,074)		
	第4年		INR 2,000 (¥3,160)		INR 500 (¥790)		RUB 2,700 (¥7,074)		
	第5年		INR 2,000 (¥3,160)		INR 500 (¥790)		RUB 4,050 (¥10,611)		
	第6年		INR 2,000 (¥3,160)		INR 500 (¥790)		RUB 4,050 (¥10,611)		
	第7年		INR 6,000 (¥9,480)		INR 1,500 (¥2,370)		RUB 5,400 (¥14,148)		
	第8年		INR 6,000 (¥9,480)		INR 1,500 (¥2,370)		RUB 5,400 (¥14,148)		
	第9年		INR 6,000 (¥9,480)		INR 1,500 (¥2,370)		RUB 8,100 (¥21,222)		
	第10年		INR 6,000 (¥9,480)		INR 1,500 (¥2,370)		RUB 8,100 (¥21,222)		
	第11年		INR 12,000 (¥18,960)		INR 3,000 (¥4,740)		RUB 12,150 (¥31,833)		
	第12年		INR 12,000 (¥18,960)		INR 3,000 (¥4,740)		RUB 12,150 (¥31,833)		
	第13年		INR 12,000 (¥18,960)		INR 3,000 (¥4,740)		RUB 16,200 (¥42,444)		
	第14年		INR 12,000 (¥18,960)		INR 3,000 (¥4,740)		RUB 16,200 (¥42,444)		
	第15年		INR 12,000 (¥18,960)		INR 3,000 (¥4,740)		RUB 20,250 (¥53,055)		
	第16年		INR 20,000 (¥31,600)		INR 5,000 (¥7,900)		RUB 20,250 (¥53,055)		
	第17年		INR 20,000 (¥31,600)		INR 5,000 (¥7,900)		RUB 20,250 (¥53,055)		
	第18年		INR 20,000 (¥31,600)		INR 5,000 (¥7,900)		RUB 20,250 (¥53,055)		
	第19年		INR 20,000 (¥31,600)		INR 5,000 (¥7,900)		RUB 27,000 (¥70,740)		
	第20年		INR 20,000 (¥31,600)		INR 5,000 (¥7,900)		RUB 27,000 (¥70,740)		
	第21年						RUB 36,000 (¥94,320)		
	第22年						RUB 36,000 (¥94,320)		
	第23年						RUB 36,000 (¥94,320)		
	第24年						RUB 36,000 (¥94,320)		
	第25年						RUB 36,000 (¥94,320)		
特許権 存続期間		特許出願日(特許日)から20年				出願日から20年			
通貨換算率		INR1: ¥1.58				RUB1: ¥2.62			
備 考						上記料金は、ロシア非居住者に適用される料金である。 国際調査報告書または国際予備審査報告書を伴う出願については審査請求手数料が20%減額される。年金の支払い期日から6ヵ月以内の遅延支払の手数料は50%増し。			

(資料) 特許庁「平成24年度外国産業財産権侵害対策等支援事業」による調査結果及び特許庁調べ。

(備考) 注1:一部の料金については、施行日より前に適用になっているものもあります。

注2:表中の通貨の換算率は、平成24年3月19日付「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」(日本銀行ホームページ)によります。

注3:情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、(一社)発明推進協会外国相談室(Eメール:soudan@apic.jiii.or.jp)までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

なお、本情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しまして、(一社)発明推進協会は一切責任を負う事ができませんので予めご了承願います。